

『おもちゃ病院 Yaizu』 運営規約

1. おもちゃ病院 Yaizu 設立および基本方針

(1) 本会の名称は、「おもちゃ病院 Yaizu」という。

(2) 本会の代表者として、「院長」をおく。

本会の所在地・連絡先は、院長宅とする

院長氏名：古井一成（ふるい かずしげ）

（2008年12月6日現在）

詳細は、構成員名簿に記載する。

(3) 組織

院長 1、副院長 1、婦長兼会計係 1 の 3 役と、ドクター複数、ナース複数、アドバイザー複数名で構成することを基本とする。なお、必要に応じて、構成要員を増設する。

3 役を担う者が脱退した場合は速やかに後継者を決めること。

(4) 設立：2008 年 12 月 6 日（土）

(5) 基本方針

①ドクターとおもちゃ持込親子が一体となって、壊れたおもちゃを治すことにより、

子供たちの「科学する目」、「物を大切に作る心」を養い、

さらに「将来の地球環境を考えることができる子供」「理系を目指す子供」の育成を目指す。

②本会に参加する者（社会人、主婦、学生など）の「ボランティア意識」を啓発する。

③一般から名実とも認められるボランティア団体を目指し、その名に恥じない活動をする。

④治療には、ドクター陣が総力であたるとともに、極力お金をかけず、リサイクル、

自作部品で治療を行う。

⑤活動の記録は、カルテおよび映像に残し、年度末に集計し、総会で報告する。

また、活動の成果として、ホームページおよびパンフレット等を通じて PR する。

⑥運営にかかわる判断は、当規約および社会常識にもとづいて行うものとし、

特別事項については、当会構成員の多数決により方針を決め、院長が決定するものとする。

2. 運営資金および当会参加者への報酬等

- (1) 会員および関係各所に活動への賛同を呼びかけるとともに、寄付金をお願いする。
(会員個人に対する負担は、「反省会等飲食会費の残金寄付」程度とする。)
- (2) 公的あるいは企業・団体が募集する補助金制度を積極的調査し活用する。
- (3) 開院日の参加者を対象として、ボランティア保険に加入する。
- (4) 部品購入等のための立替費用は、レシート、領収書と引き換えに速やかに支給する。
- (5) 参加者への報酬、交通費等は支給しない。
ただし、会の方針に基づく遠地への派遣を行う場合の交通費は、資金残高等を考慮し、一部または全額を支給する。
- (6) 資金は、清水銀行普通預金口座に随時預け入れておくこととし、婦長が管理する。
- (7) 年度末に会計まとめを行い、総会で報告するものとする。
- (8) 当会が解散する場合、会計処理をすべて行ったうえで余剰となった資金は、
焼津市社会福祉協議会に寄付して処分するものとする。

3. 病院開設の日時

- (1) 毎月第2日曜日を定例開院日とする。
- (2) 開院時間：10時～15時とする。
- (3) ただし、日時の変更、臨時開院することがある。
- (4) 正式な情報は、ホームページでアナウンスする。

4. 活動の場所

焼津市総合福祉会館 ウェルシップ内「福祉のひろば」で行うことを基本とする。

5. おもちゃ修理費用

- (1) 原則無料とする。(費用がかからない治療法を選択)
- (2) 依頼者が希望する部品を保護者の了承を得て取り寄せた場合は、実費を負担してもらう。

6. 修理実施方針

- (1) 危険なもの、生命にかかわるもの、骨董価値のあるものは取り扱わない。
- (2) 保証期間付きのおもちゃで保証期間内に破損したものは、自分でメーカーに送ってもらう。
- (3) 開院日内に修理できないものは入院とし、担当ドクターが自宅で預かる。
- (4) 入院おもちゃは、翌月開院日に引き渡せるよう努力する。
- (5) 依頼者に対して、修理不能または修理中のミス(医療ミス)により破損が起る可能性がある事を事前に説明する。万一、起こった場合、誠意をもって説明し、許してもらう。
- (6) 修理不能の場合は依頼主に返却する。ただし、依頼主が処分を依頼する場合は、病院で引取る。
引取ったおもちゃは、部品取りし、他のおもちゃの修理に活用する。
- (7) おもちゃ修理に加え、必要に応じて、パソコン修理・設定・操作、ラジコン修理等、
子供が使うもの全般を取り扱い範囲とする。